

一般社団法人龍ヶ崎労働基準協会にて 法改正及び支援策について説明を実施しました！

～龍ヶ崎労働基準監督署、雇用環境・均等室～

令和5年7月21日



◀開会にあたり挨拶をする龍ヶ崎労働基準監督署 大島署長

▼下左
「時間外労働の猶予業種の上限規制」及び「賃金のデジタル払い」について説明する龍ヶ崎労働基準監督署職員

下右▼
「業務改善助成金」及び「働き方改革推進支援助成金」について説明する雇用環境・均等室職員



一般社団法人龍ヶ崎労働基準協会にて、会員企業を対象とした労務管理セミナーが実施されました。

令和5年度の第1回目となる今回のセミナーでは、龍ヶ崎労働基準監督職員より「時間外労働の猶予業種の上限規制」や「賃金のデジタル払い」について概要を説明しました。

また、雇用環境・均等室より「業務改善助成金」の対象となる設備投資の概要や申請に当たっての留意点及び令和5年度から申請が可能となった「働き方改革推進支援助成金適用猶予業種等対応コース」の概要について説明しました。

龍ヶ崎労働基準監督署及び雇用環境・均等室では引き続き、各種団体と連携し、あらゆる機会を通じて施策や改正法等について周知啓発に努めてまいります。

【お問い合わせ先】

- 時間外労働の猶予業種の上限規制等について
龍ヶ崎労働基準監督署 電話：0297-62-3331
- 業務改善助成金及び働き方改革推進助成金について
茨城労働局助成金事務センター 電話：029-246-6371